

令和 8 年第 7 回多賀城市農業委員会総会議事録

- 1 総会年月日 令和 8 年 7 月 2 1 日（火）
- 2 総会場所 多賀城市役所 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席委員 農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 4 名
会長
第 8 番 遠藤 光浩
会長職務代理者
第 7 番 赤井 利智子
委員
第 1 番 伊藤 清彦 第 2 番 岩佐 浩
第 3 番 加藤 真崇 第 4 番 菅野 眞一
第 5 番 佐藤 孝市 第 6 番 鈴木 正彦
農地利用最適化推進委員
北部区域 大橋 礼子 西部区域 熊谷 俊彦
中部区域 田口 繁雄 東部区域 郷古 裕介
- 4 欠席委員
なし
- 5 議事
議案書のとおり
- 6 事務局出席職員
事務局長 菊地 賢一 事務局長補佐 千葉 泰弘
農地係長 高橋 賢一 主 査 北野 佑樹
- 7 欠席職員
なし
- 8 開 会 午後 2 時 3 0 分（農業委員辞令交付式終了後）
- 9 総会の概要

事務局

本日の総会は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、定数 8 名に対し、出席委員 8 名で定足数に達しておりますので、只今より、令和 8 年第 7 回多賀城市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は農業委員改選後、最初の総会となりますことから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項ただし書きの規定により、市長が招集しております。

ここで、市長からご挨拶をお願いいたします。

深谷晃祐市長

～市長挨拶～

事務局

ありがとうございました。

ここで、市長は公務のため退席させていただきます。

～市長退席～

それではこれより、臨時議長の選出を行います。

先ほども申しあげましたが、本総会は、農業委員改選後最初の総会でありますので、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定に準じ、臨時の議長を菅野眞一委員に務めていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

それでは菅野委員、よろしくお願いします。

臨時議長

～臨時議長あいさつ～

それでは諸般の報告を行います。

事務局から報告願います。

事務局

～諸般の報告～

臨時議長

次に、議事に入ります。

議案第1号 会長の互選についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局

それでは、議案書4ページをご覧ください。

議案第1号 会長の互選について、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定に基づき多賀城市農業委員会会長を互選いただくものです。

臨時議長

只今の事務局説明のとおり、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により会長の選出方法については、委員の互選により選出することとなっております。

選出の方法としまして、どのような方法がよろしいか、お諮りいたします。

(指名推薦の声)

臨時議長

只今、指名推薦というご意見がありましたが、指名推薦の方法で選出することにご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。従いまして、指名推薦の方法で選出を行います。

それでは、会長候補の推薦をお願いします。

(遠藤光浩委員を推薦する声)

只今、遠藤光浩委員を会長に推薦したいとの声がありましたが、他に推薦する委員はございませんか。

(なしの声)

他に、推薦する委員は無いようですので、遠藤光浩委員を会長に選出することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、遠藤光浩委員を会長とすることに決定いたしました。

これをもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

事務局

会長が選出されましたので、遠藤委員は議長席にお座りいただき、菅野委員はご自身の席にお戻り願います。

これ以後は、会長が議長として議事の進行をお願いいたします。

議長

～会長及び議長就任あいさつ～

それでは、議案書に基づき議事を進めてまいります。

議案第2号、会長職務代理者の互選についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理者の互選を行います。

会長職務代理者の選任を、いかに取りはからうか伺います。

(議長一任の声)

只今、議長一任のご発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認め、会長職務代理者に赤井利智子委員を指名いたします。

～会長職務代理者就任あいさつ～

続きまして、議案第3号、議席の決定についてを議題とします。

委員の議席につきましては、多賀城市農業委員会規程第8条第1項の規定により、会長が定めることになっております。

つきましては、議席を「五十音」順とさせていただきます。

なお、7番は会長職務代理者。8番は、会長の議席とします。

それでは、順次読み上げますので、読み上げられた番号により、議席にご着席願います。

- 1 番 伊藤 清彦 委員
- 2 番 岩佐 浩 委員
- 3 番 加藤 真崇 委員
- 4 番 菅野 眞一 委員
- 5 番 佐藤 孝市 委員
- 6 番 鈴木 正彦 委員
- 7 番 会長職務代理者 赤井 利智子 委員
- 8 番 会長 遠藤 光浩 委員

以上のとおり決定いたします。

続きまして、本総会における議事録署名員を指名いたします。多賀城市農業委員会規程第20条第2項の規定により、議長において、伊藤清彦委員、岩佐浩委員を指名いたします。

次に、議案第4号、農地利用最適化推進委員の決定についてを議題とします。
事務局から説明願います。

事務局

議案第4号 農地利用最適化推進委員の決定について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、記載の者を多賀城市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱したく、お諮りするものです。

下記名簿の皆様は、各地域の興農実行組合等から推薦を頂いた4名となっており、4月22日に選考委員会を実施し、候補者として決定したものです。

担当区域、氏名、住所、再任、新規の区分については、記載のとおりです。

議長

只今、事務局から議案第4号について説明がありましたが、この人事案件についてご異議ございませんか。

(なしの声)

異議がないようですので、議案第4号について原案のとおり決定いたします。

ここで、一時中断とさせていただき、農地利用最適化推進委員候補者のみなさんに入室いただきます。

その後、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を行いますので、少々お待ちください。

～農地利用最適化推進委員委嘱状交付式～

議長

それでは議事に戻ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局から報告、説明を求めます。

事務局

それでは農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、次のとおり届出を受理したので報告いたします。

1番の総括表をご覧ください。件数は全部で1件ございまして、転用目的が共同住宅建築及び自宅敷地の拡張、地目は畑で面積は1,015㎡です。

続いて、2の届出者及び届出地等になります。

届出者は表に記載のとおりです。

届出地は大代五丁目の2筆で、登記地目及び現況地目は共に畑、面積は1,015㎡です。

転用地目は宅地となっており、施設概要は共同住宅です。

受理日は令和8年6月24日で、開発は不要となっております。

第1号についての報告は以上となります。

議長

今回の案件は推進委員の改選前に現地確認が終了しており、前東部区域担当推進委員に行っていただきましたので、事務局から代理で報告願います。

事務局

前東部区域担当推進委員からお預かりしました報告内容を代読いたします。

当該届出地は周囲を住宅に囲まれている市街化区域であり、転用に問題はないものと判断します。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは続いて報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より報告いたします。

事務局

今回は1件ございまして、転用目的が公衆用道路、地目は畑で面積は142㎡です。

続いて、2の届出者及び届出地等になります。

譲渡人及び譲受人は表に記載のとおりです。

届出地は浮島字高原の1筆で、登記地目及び現況地目は共に畑、面積は142㎡です。

転用地目は公衆用道路となっており、施設概要は道路用地です。
受理日は令和8年6月26日で、開発は不要となっております。
第2号についての報告は以上となります。

議長

この案件についても改選前に現地確認が終了しており、前中部区域担当推進委員に行っていただきましたので、事務局から代理で報告願います。

東部区域担当推進委員

前中部区域担当推進委員からお預かりしました報告内容を代読いたします。
当該届出地は周囲を住宅に囲まれている市街化区域であり、転用に問題はないものと判断します。

議長

今の報告について質問はございませんか。
(なしの声)
それでは、以上で報告事項を終わります。
続いて、情報提供等に移ります。事務局より説明願います。

事務局

お手元の「情報提供等」を御覧ください。

(1)農地中間管理事業の経過報告についてでございます。

資料に示している表については、これまでに契約書を作成した件数と、権利者全員の押印が完了し公告まで至った件数を示しており、令和6年度及び令和7年度の欄についてはそれぞれ確定した数値を掲載しております。

令和8年度については、令和8年4月の「公告前」欄にある15件と、当事者処理中等の理由により機構に未提出のものが7件の合計22件を昨年度から引き継いで継続して処理しております。

機構へ未提出の7件については、継続して意向確認等を進めながら契約書の作成を進めており、6月末現在では当事者処理中が1件、相続未確認のため契約保留中が1件残っている状況です。

今年度新たに契約書を作成した件数については、4月が0件、5月が4件、6月が1件の計5件となっており、この5件の中には、先ほど説明した前年度から引き継いだ機構へ未提出案件が進展した件数も含まれております。

また、6月8日付けで11件分の公告が完了し、正式に契約が開始となりました。これを受けまして、今年度の完了割合は57.9%として示させていただきます。

今後の動きとしましては、①新規契約の作成依頼、②公告前案件の機構処理後の公告、③機構へ未提出2件に対しての意向確認等の継続でございます。

①については、委員の皆様にごろの活動の中で中間管理事業の利用意向を調

査していただき、希望が挙がった際には事務局あて報告いただくことにより、中間管理機構あて契約書作成依頼を行いますので、委員の皆様には随時の意向調査をよろしくお願いいたします。

②については、①で契約書作成依頼を行った案件について、機構が契約書を作成し、権利者あて押印依頼を行う段階でございます。この段階が終了し、全権利者の押印が済んだものから当市都市産業部産業振興課において処理の上、公告することにより、契約の効力を発揮するものとなります。

③については、契約書作成したものの押印段階で未返送のものが1件、公告前に権利者が亡くなり、相続確認後に相続人あて意向調査書を送付しているものの、返送が一向に無いものが1件の計2件となります。

数度の書類送付により返送や電話等のリアクションが見られなかったため、自宅に訪問し、直接意向確認を行うことを計画しておりますので、御承知おき願います。

以上が、農地中間管理事業の経過報告についてとなります。

続いて、(2)農業委員及び推進委員の業務についての説明をさせていただきます。

皆様、本日配布しました業務必携をお手元にご用意願います。

この冊子は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が取り組むべき業務についての概要が記載されているものであり、テキストのように捉えていただきたいと思います。

後日、別途研修を実施したいと考えておりますが、本日は、農業委員会の委員の皆様が取り組むべき業務の中でも、優先度の高いものを中心に説明させていただきます。

まず、23頁をお開き願います。

「第1章 農業委員会の業務」と記載された頁です。そこに記載のあるとおり、農業委員会に課せられている業務は大きく4つに分けられており、まず一つ目は農地法に基づく許認可業務や、農地の確保のための利用状況調査（俗にいう農地パトロール）等の「法令必須業務」となります。

2つ目は「農地利用最適化業務」です。このあと詳しくお伝えしますが「農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」そして「地域計画に関する取組」が挙げられます。

3つ目は、担い手の育成確保等に関する業務であり、農業経営の法人化や家族経営協定の推進等を図ることや、それらに関する情報収集・提供活動を行うことが含まれます。

4つ目は農業者の代表として地域の意見を吸い上げ、関係行政機関等へ集約した意見を提出することになります。

以上の4つに分類された業務を皆様には随時取り組んでいただき、活動記録簿にその活動記録をつぶさに記録していただきつつ、適宜事務局と情報共有を図りながら処理を進めていただくこととなります。

本日は、今お伝えした中でも、本市において頻度が高いもの、重要度が高いもの

を中心に詳しくお伝えさせていただきます。

まず、「法令必須業務」に関してです。73頁をお開き願います。

先ほどの報告事項にもございました、農地の権利移動、転用の許可等に係るものとなります。

最初に農地の権利移動のための3条許可申請についてです。

3条許可申請の場合は、対象農地の現地確認や受け手の耕作能力の確認を推進委員の皆様には実施していただき、確認によって得られた情報を基に農業委員の皆様には総会の場において許可の可否について御審議いただくものになります。

続いて次の頁、4条及び5条に基づく転用になります。

テキスト上においては、市街化調整区域内の転用の場合に係る許可申請の場合について記載されております。

市街化調整区域内の転用の場合は、県知事の許可が必要となるため、推進委員の方に現地確認をいただき、農業委員の皆様には総会の場において許可か不許可かに関しての意見をまとめていただき、その内容を管轄農業委員会の意見として県に送付（副申）すると言うものになります。

市街化区域の場合は、県知事への許可申請ではなく管轄農業委員会への届出で足りるということになっているため、届出を受理した際には、推進委員の方による現地確認結果と合わせて総会時に事務局から報告を行うこととしております。

許認可業務のほかには、農地の確保のための利用状況調査、いわゆる農地パトロールの実施により管内農地の状況確認及びその後の是正指導を皆様には行っていたできます。

早速ではありますが、来月の総会開催日が農地パトロールの実施日となっております。農地パトロールについては次月総会時に説明させていただきますので本日は省略します。

続いて、「農地利用最適化業務」になります。

これが今、最も重要な業務のひとつであり、農業委員及び推進委員の皆様にご注力いただきたい点になります。

76～77頁をご覧ください。農業経営基盤強化法（基盤法）や農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）といった法律を基に活動していただくこととなりますが、これは一昨年度皆様と協力の上策定しました「地域計画」の将来地図の達成のために、貸し手と借り手の結び付けを積極的に行っていただき、先ほどもご説明しました、中間管理事業を実施している中間管理機構による促進計画の策定を進めていくこととなります。

そのためにも、常日頃から地域内の圃場をよく観察し、農家の方々とよくお話をしていただき、情報収集に努めていただければと思います。

また、そういった活動については、活動した都度活動記録簿に記録する習慣を付けていただきたく思います。

活動記録簿は毎月総会時に提出していただくことにより事務局との情報共有のツールになるとともに、皆様の活動実績を証明する大切な資料となりますので、その点についても意識していただきながら活動をしていただければと思います。

なお、活動記録の付け方について、参考となるリーフレットとラミネート加工した資料を配布しておりますので、こちらも活動時の参考資料としてお使いいただければと思います。

この他にも取り組んでいただくべき業務はまだまだございますが、それらについては、来月以降の総会や宮城県農業会議で開催を予定しております研修会等においてフォローしていきたいと考えておりますので御承知おき願います。

情報提供は以上となります。

議長

それでは、情報提供等については以上といたします。

以上をもって議事の一切を終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

それでは事務局からお知らせですが、次回の農業委員会総会は、8月25日(火)午前10時から北庁舎401会議室で行う予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

午後からは農地パトロールを予定しているため、いつもと開催時間が異なっておりますのでご注意ください。

それでは閉会の挨拶を赤井会長職務代理者からお願いします。

遠藤会長職務代理者

以上を持ちまして、令和8年度第7回多賀城市農業委員会総会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

閉 会 午後3時50分

以上、多賀城市農業委員会規程第20条第1項の規定に基づき、議事録を作成し、同条第2項の規定により署名捺印する。

令和8年7月24日

令和8年第7回多賀城市農業委員会総会

総会議長	遠藤 光浩	㊞
------	-------	---

署名委員第1番	伊藤 清彦	㊞
---------	-------	---

署名委員第2番	岩佐 浩	㊞
---------	------	---